

容器包装に係る分別収集及び再商品化の  
促進等に関する法律に基づく  
市町村分別収集計画

(平成 23 年度～平成 27 年度)

平成 22 年 5 月

久喜宮代衛生組合

# 久喜宮代衛生組合分別収集計画

平成22年5月28日

## 1 計画策定の意義

地球環境保全のためのエコライフの取組みや温室効果ガスの排出抑制等が環境問題のキーワードとされている今日、かつての経済成長期を支えてきた生活モデルである「大量生産・大量消費・大量廃棄」から、廃棄物の発生抑制、焼却や埋立て等による環境負荷の低減、そして限りある資源を有効活用する、いわゆる「資源循環型社会」への転換が社会的課題となっている。そして、「資源循環型社会」を着実に進めていくには、社会を構成する各主体が、それぞれの立場においてその役割を自覚し、担っていくことが重要である。

これらを踏まえつつ、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・資源化を推進して焼却量と最終処分量を削減することを目的に、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、そして相互に連携をして取り組むべき方針及びその推進方策を示すものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と共に、資源の有効利用、そして廃棄物量の低減による最終処分場の延命化が図られることで、「資源循環型社会」の形成に寄与するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりとする。

- ・住民・事業者・行政の協働によるごみの減量の推進
  - ・分別の徹底による焼却量及び最終処分量の削減と資源の有効活用
  - ・安全で安心な廃棄物処理による環境負荷の低減
- 上記項目を含む「げんりょう（原料・減量）化大作戦」の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。



## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	10,967t	10,978t	10,993t	11,008t	11,023t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

下記の方策を実施することで、容器包装廃棄物の排出抑制を図るものとする。なおその実施にあたっては、住民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ **広報紙の発行及びホームページの充実**  
広報紙「衛生組合だより」の隔月発行（全戸配布）及びインターネットにおける衛生組合ホームページにより、衛生組合の取り組みや各種情報を、管内住民や事業者提供する。
- ・ **施設見学の受入れ及び各種イベントへの参加**  
学校や町会などの施設見学会の受け入れにより、衛生組合におけるごみ処理についての啓発を行う。また、衛生組合構成市町のイベントを通じ、発生抑制・排出抑制・再使用についての広報活動を行う。
- ・ **ノーレジ袋月間事業**  
平成16年度から実施している「ノーレジ袋月間」事業を推進することで、事業者においては簡易包装の推進、また一般家庭においては、同事業の一つとして実施される、廃棄傘を利用した「マイバック作成講習会」の実施と併せて、排出されるレジ袋の抑制を図るものとする。
- ・ **資源集団回収事業報償金交付制度**  
資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とし、管内に住所を有する営利を目的としない団体を対象に、活動実績に応じて報償金を交付する。
- ・ **廃棄物減量等推進員制度**  
分別徹底のための住民への協力要請やごみ集積所の清潔保持の指導、ごみの減量及び資源化について、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を設置し、地域住民と行政とをつなぐ「地域のリーダー」としての役割を期待するものとする。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分** (法第8条第2項第3号)

当組合では平成22年3月23日の合併において、即時に全清掃センターの分別収集を統一することができなかったが、平成23年度以降を目標に一般廃棄物処理計画及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定め、分別方法を下欄右欄のとおり統一する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	ビン・缶・ペットボトル
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
 (法第8条第2項第4号)

種類	年度									
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	431t		432t		432t		433t		433t	
主としてアルミ製の容器	301t		301t		302t		302t		302t	
無色のガラス製容器	(合計) 320t		(合計) 321t		(合計) 321t		(合計) 322t		(合計) 322t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 320t	(引渡) 0t	(独自処理) 321t	(引渡) 0t	(独自処理) 321t	(引渡) 0t	(独自処理) 322t	(引渡) 0t	(独自処理) 322t
茶色のガラス製容器	(合計) 409t		(合計) 410t		(合計) 410t		(合計) 411t		(合計) 411t	
	(引渡) 409t	(独自処理) 0t	(引渡) 410t	(独自処理) 0t	(引渡) 410t	(独自処理) 0t	(引渡) 411t	(独自処理) 0t	(引渡) 411t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 137t		(合計) 137t		(合計) 137t		(合計) 138t		(合計) 138t	
	(引渡) 137t	(独自処理) 0t	(引渡) 137t	(独自処理) 0t	(引渡) 137t	(独自処理) 0t	(引渡) 138t	(独自処理) 0t	(引渡) 138t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	97t		97t		97t		97t		97t	
主として段ボール製の容器	1,365t		1,367t		1,370t		1,372t		1,374t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 736t		(合計) 737t		(合計) 738t		(合計) 739t		(合計) 741t	
	(引渡) 736t	(独自処理) 0t	(引渡) 737t	(独自処理) 0t	(引渡) 738t	(独自処理) 0t	(引渡) 739t	(独自処理) 0t	(引渡) 741t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,726t		(合計) 3,076t		(合計) 3,081t		(合計) 3,087t		(合計) 3,094t	
	(引渡) 2,726t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,076t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,081t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,087t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,094t	(独自処理) 0t
うち 白色トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率（下記参照）を乗じて算出するものとする。

久喜市（旧久喜市・旧菖蒲町・旧栗橋町・旧鷲宮町）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
管内人口 予測 (単位：人)	157,223	157,227	157,345	157,434	157,512
対前年度 人口変動率 (単位：%)		0.05	0.05	0.05	0.05

宮代町

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
管内人口 予測 (単位：人)	33,845	34,067	34,291	34,517	34,745
対前年度 人口変動率 (単位：%)		0.6	0.6	0.6	0.6

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、平成22年度現在では清掃センターによって分別区分が異なるが、平成23年度以降を目標に統一するものとし、各清掃センターによる収集・運搬・選別・保管等の各々の段階での業務の実施者については、下表のとおり定める。

なお、資源集団回収事業として現在小中学校PTAや地区子供会等が実施しているもののうち、本計画対象品目分については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・圧縮	保管
金 属	スチール製容器	ビン・缶・ペッ トボトル	資源回収委託業者及び 許可事業者が定期回収 を行う		資源回収委託業者 又は許可事業者が それぞれ選別、保管 等を行う
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色びん				
	茶色びん				
	その他びん				
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	資源回収委託業者及び 集団回収実施団体又は 許可事業者が定期回収 を行う		資源回収委託業者 及び集団回収実施 団体又は許可事業 者がそれぞれ選別、 保管等を行う
	段ボール	段ボール			
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ビン・缶・ペッ トボトル	資源回収委託業者及び 許可事業者が定期回収 を行う		資源回収委託業者 又は許可事業者が それぞれ選別、保管 等を行う
	その他プラスチッ ク製容器包装	プラスチック			

旧栗橋町、旧鷲宮町から発生する金属、ガラス（スチール製容器、アルミ製容器、無色びん、茶色びん、その他びん）については、八甫清掃センターにおいて選別・圧縮、保管をする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別基準適合物の選別・保管については、旧栗橋町、旧鷲宮町から発生する金属、ガラスを除き、衛生組合と業務委託契約を締結する民間施設において行う。また衛生組合における施設の整備については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき実施することとする。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第 8 条第 2 項第 7 号）

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくためには、排出時における分別の実施が重要な課題の一つであると考え。平成 10 年度から導入している推進員制度を活用することで、住民の排出者意識の啓発を促す。
- ・ 小中学校 PTA や地区子供会等による資源集団回収制度の活用を促進するために、報償金の交付を行っている。その制度概要等を広報等により広く住民に情報提供をしていく。